

岩手県選挙管理委員会告示第57号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する市町村の選挙管理委員会の指定する個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設について、次のとおり指定し、及び指定を取り消した旨、報告があった。

平成19年4月13日

岩手県選挙管理委員会

委員長 野村 弘

- 1 市町村名 花巻市
- 2 指定した施設の名称 花巻市生涯学園都市会館、花北振興センター、花南振興センター、湯口振興センター、湯本振興センター、矢沢振興センター、宮野目振興センター、太田振興センター、笹間振興センター、内川目地区農村環境改善センター、外川目地区基幹集落センター、亀ヶ森地区農業構造改善センター、花巻市石鳥谷生涯学習会館、花巻市好地会館、大瀬川振興センター、八幡振興センター、新堀振興センター、東和高齢者コミュニティセンター、東和コミュニティセンター
- 3 指定を取り消した施設の名称 大迫コミュニティセンター、大迫コミュニティ体育館